

**令和5年第2回筑紫野市農業委員会総会
議事録**

令和 5年 2月 7日
筑紫野市役所 506会議室

1 開会日時及び場所 令和5年2月7日 午後2時57分
筑紫野市役所（506会議室）

2 閉会日時 令和5年2月7日 午後3時30分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

石橋利晴、砥綿浩行、井上和俊、藤木正文、中山榮二、田川好明、高山スミ子、
天本京子、萩尾博道、久原暢、八尋雄二、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、稗田康生、井上ユキエ、平山厚、藤田満弘、八尋洋一、
澤田隆茂、大野正博、岡部清光

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 八尋優一

事務局農地担当係長 黒屋和孝

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第 4号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第 5号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出について

報告第 6号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

議案第 4号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第 5号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

議案第 6号 非農地証明願いについて

農政

議案第 4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

議案第 5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）
に関する意見照会について

○議長：皆さん、こんにちは。おそろいようですので、時間がちょっと早うございますが、始めていきたくと思いますので、よろしくお願いします。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第2回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員には、5番委員の中山さん、6番委員の田川さん、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に従って審議をお願いいたします。資料はお手元にあると思いますので、よろしくお願いします。

まず、1ページをお開けください。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第4号、議案書のとおり農地の権利移動届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、届出者、太宰府市□□、□□。届出地の表示、□□外5筆。地積でございますけれども、ここで修正がございます。田と畑の面積が逆になっておりますので、訂正方よろしくお願いいたします。すみません、よろしくお願いします。まず、田のほうですけれども2,635平米、畑725平米、合計3,360平米でございます。届出の事由としては相続でございます。あと、備考欄でございますが、あっせん希望の有無につきましては、なしということでございました。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

本件について質疑のある方はお願いいたします。

（なし）

○議長：ございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

2ページをお開けください。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第5号、議案書のとおり農地の転用届出が4件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：同じく、読み上げて報告させていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□外2筆。地積は、田2,353平米、土地区画整理事業地内でございますので、仮換地面積が1,840平米、合計2,353平米でございます。届出内容につきましては、転用目的が共同住宅。構造規模につきましては鉄筋コンクリート造5階建。工事期間は令和5年3月1日から令和6年1月31日までとなっております。受付月日は令和5年1月6日でございます。備考欄にありますように、土地区画整理事業地内の案件でございます。

続きまして、番号2、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地積は、田2,848平米、合計2,848平米。届出内容は、転用目的が共同住宅。構造規模が鉄筋コンクリート造5階建。工事期間は令和5年1月10日から令和6年3月31日までとなっております。受付月日は令和5年1月6日です。

続きまして、番号3、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地積は、田922平米、合計922平米。届出内容は、転用目的が共同住宅。構造規模は鉄筋コンクリート造3階建。工事期間は令和5年3月1日から令和5年9月30日までとなっております。受付月日は令和5年1月6日です。

最後になりますが、番号4、届出者、福岡市南区□□、□□。届出地の表示、□□。地積は、畑13平米、合計13平米。届出内容は、転用目的が駐車場。構造規模は砂利敷。工事期間は施行済みとなっております。受付月日は令和5年1月6日でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございました。

4件について報告がございました。本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

次の3ページをお開けください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第6号、議案書のとおり農地の転用届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、譲受人、東京都西東京市□□、株式会社□□代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地積は、田399平米、合計399平米でございます。届出内容は、転用目的が宅地分譲。契約内容が売買。構造規模は木造2階建。工事期間は令和5年1月20日から令和5年6月30日までとなっております。なお、受付月日は、令和5年1月16日でございます。

す。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

4 ページをお開けください。

議案第4号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

2件ございまして、委員さんは一緒ですが、別々にやっていきます。

1番について、地区担当委員であります八尋委員さん、よろしくをお願いいたします。

○職務代理：番号1、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、畑738平米、合計738平米。異動の内容、相手方要望。契約内容、売買。

場所が次の5ページです。□□、それから□□が左手にございますけど、そのちょうど真ん中で、□□線、□□に行く道の途中でございまして、詳細は6ページ。ちょっといびつな感じになっていますけど、□□さんの家は□□になります。今回はこの□□。真ん中に通っているのが道路ですね。道路がありまして、これだけは対象になっておりません。

□□さんは□□の国籍で、31年前に日本に留学をされて、□□の教授をされて、永住権を持っておられます。今現在、□□というところに3町歩の柿を作ってございまして、柿とニンニクを今作っておられます。□□市農業委員会から耕作証明も取っていただいております。もう3町歩ありますので、うちでいう5,000平米の分はクリアをしております。

家族構成としては妻一人と同居してありまして、今回は家の近くにある畑を使って耕作するというので、持ってあるのはトラクター、それから、SSというばーっと消毒をするものと乗用の草刈機等も全部持ってございます。それは確認をさせていただいております。後継者はというと、いずれどうされるかは分かりませんがお子さんが□□におられるらしいです。本来、農地法3条の審査において、国籍は審査対象ではありませんが、継続的な営農が可能かを判断するにあたり、聞き取りさせていただきました。

家の近所でちょっと農業をしたいからということで、今回はいいんじゃないかと思って印鑑をついたところでございますので、皆さんの御協議をよろしく申し上げます。

以上です。

○議長：事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特段ございません。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

どうぞ。

○委員：今後の農事組合とか農林業センサスとか、はっきり言って下限面積はもうどうでもいいと国がああいう回答を出している以上は、よっぽど地元の農業委員さんに限らず農事組合がしっかりしておかないとやりにくいんじゃないかとは思っております。そこの確認だけ、一応。農業委員さん、今、御苦労されていると思いますけど。

○職務代理：今、□□さんが言われるとおりで、自宅の隣は耕作放棄地なんですよ。それで、自分で竹を切って、今、野菜を作るための準備に入っておりますので、1等地でも何でもない本当の、今まで畑だったところがもう草ぼうぼうでここをされるので、これは別の目的があるというわけではないと思っています。

○委員：私はこの方をもう30年前から存じ上げております。うちのお客さんです。やっぱり日本をすごく気に入って、できれば日本に住みたいと随分昔からおっしゃっていた方です。

○職務代理：そういうこともあって私も随分慎重に取り扱って、本当はあまりここまで深入りしてはいけないと思いながら、本当に住む気があるかどうかということで、今、永住権なり、国籍のことについても随分本人は迷っておられますけど、もう31年前にこの大学に……。

○委員：先生ですからね。

○職務代理：先生をしてありますので。とっても紳士的な方でしたので。

○委員：イケメンさんですもんね。

○職務代理：はい。だからそういうことも併せて。

○委員：それと、こちらの家の下の段は、□□さんといって何回も農地転用で農業委員会に書類を出している方ですね。□□さんの家の裏みたいですね。

○職務代理：そうです。上です。

○委員：それだけのことが問題なければ。それだけです。

○職務代理：そこは問題ないと判断をしています。ということで御審議をよろしく申し上げます。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行いたいと思います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、2番に移ります。

同様に、□□委員さん、よろしくお願ひいたします。

○職務代理：番号2番、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、田2,025平米、合計2,025平米。異動の内容、申請理由、相手方要望。契約内容、売買。

場所は7ページです。福岡県視覚特別支援学校の隣接というか、道路を挟んでのところになります。下のほう、真ん中ぐらいに386号線が通っております。

詳細は8ページ。ちょっと変則の田んぼでございますが、もう既に今度の譲受人の□□さんが作ってあるところでございまして、今回はここを買うということです。今、利用権設定も含めて17町作ってございまして、将来的にも、この牛島はほとんど□□さんが今しておられる状況で、認定農業者でございますので問題はないと判断して、今回皆さんのほうに御審議を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

事務局より補足がありましたらお願ひします。

○事務局：特段ございません。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願ひいたします。

どうぞ。

○委員：これは農業振興推進機構には入ってないんですか。直接取引ということになっているんですか。

○事務局：農用地の指定は受けていませんので、適用外の農地になります。

○委員：そうですか。

○事務局：農用地だけです。今回の振興機構の売買は使えないということです。

○委員：そうですか。

○職務代理：それは言っておかないといけなかった。使えません。

○委員：大体、農業振興推進機構を使うのが一般的だから。分かりました。

○議長：ほかにございせんか。

(なし)

○議長：それでは、ございせんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願ひいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決するこ

といたします。

9ページをお開けください。

議案第5号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1件ございますので、□□番委員の□□委員さん、説明方よろしく願います。

○委員：番号1、譲受人、住所氏名、筑紫野市□□、□□。譲渡人、住所氏名、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、田520平米、合計520平米。申請内容、転用目的、農家住宅。契約内容、使用貸借権。構造規模、木造2階建。工事期間、令和5年3月15日から令和5年7月20日。審議事項、農地の区分、第二種。資金の内訳、借入100%。建蔽率、13.11%。開発許可、不要。用排水処理、承諾書添付。都市計画区域、市街化調整区域。

以上、審議をお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：当該地は市街化調整区域でございます。一応、転用目的が農家住宅ということで、福岡県の開発許可は要らないということになっておりますので、補足をさせていただきます。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方は願います。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

12ページをお開けください。

議案第6号、非農地証明願に関する件を議題といたします。

2件ございますので、それぞれで行きます。1番について、地区担当委員であります□□番の□□委員さん、説明方よろしく願います。

○委員：申請人住所、仙台市□□、□□。申請地の表示、□□外1筆。地積、田711平米。当該地は昭和25年より耕作放棄地となっているため、現況は山林となっている。そのような状況です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、事務局より補足がありましたらお願いいたします。

○事務局：今、□□委員さんのほうからもお話がありましたように、旧鳥栖筑紫野有料道路沿いのちょっと入ったところにこの敷地があるんですけども、現況としては竹林が生えていまして、そういった状況でございますので、事務局のほうとしても致し方ないかなと考えております。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、2番に移ります。2番について、□□番の□□委員さん、説明方よろしくお願いいたします。

○委員：申請人住所、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、平等寺622-1。地積、畑1,658平米。当該地は昭和47年より耕作放棄地となっているため、現況は山林となっていると。

現状は15ページの地図を見ていただくといいんですが、筑紫野市□□から□□を通過して□□方面に抜ける道の途中なんですけども、もう現況は直径四、五十センチの木がたくさん立ち並んだ本当の山林というようなところですので、一応問題ないと思います。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特段ございません。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決するこ

といたします。

では、次は農政議案に移ります。

農政議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。

農政担当者からの説明をお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号5-02-001、貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積、2,493平米。利用権の種類は使用貸借でございます。利用権の内容は野菜。期間につきましては、令和5年2月11日から令和15年6月10日までの約11年間となっております。

ほか5筆ございますが、記載のとおりでございます。お読み取りください。

合計でございます。件数といたしましては新規が3件、筆数としましては6筆、合計で1万1,902平米の利用権設定に関する件でございます。

また、003につきましては、中間管理機構、福岡県農業振興推進機構のほうに貸し付けるものでございますが、議案5号にてその配分計画について御意見をいただくことになっておりますので、よろしく申し上げます。

説明は以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することといたします。

では、その先を開けてください。

農政議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に関する件を議題といたします。

計画の内容について農政担当者より説明をお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号5-02-101、貸付者氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長、□□。貸付者住所、福岡市□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積、

1,761平米。利用権の種類、使用貸借。利用権の内容は野菜でございます。期間につきましては、令和5年4月1日から令和20年10月31日までの約16年間でございます。

ほか2筆でございますが、記載のとおりでございます。お読み取りください。

合計につきましては、新規が1件、筆数は3筆、6,285平米の配分計画でございます。

本件につきましては、所有者である□□様がお父様になります。その息子様が□□さんになります。新規就農ということで、お父様の土地を受け継いで就農するということで、今回権利を設定していくものでございます。

説明としては以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、本件について御意見なしと認めることで御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御意見なしと認めます。

以上で報告なり議案は終わりましたが、何か事務局のほうから。閉じていいですか。

○事務局：はい。

○議長：それでは、ただいま定例会の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして令和5年第2回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。